

資料 1

5 産労農水第 1 3 7 2 号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、東京都資源管理方針を案のとおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和 5 年 1 1 月 8 日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

東京都資源管理方針（案）

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

東京都の水産業は、平成30年の生産量で約3,293トン、生産額は約40億円、漁業就業者数は896人である。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備による埋立てや大型船の航行等により、漁場が狭められ、漁業を取り巻く諸条件は厳しいものの、近年は水質環境が改善され、水産資源も回復しつつあり、現在も自由漁業による生産が行われ、江戸前の魚を消費者に提供している。

一方、島しょ地域は、離島という地域的な特徴や季節風等の自然条件が厳しいものの、沿岸漁業は各島の基幹産業として、地域活性化の重要な鍵となり、また、特に伊豆諸島海域は、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成している。

このため、今後とも東京都における水産業の均衡ある発展を図り、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割を担うためにも、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 東京都の責務

東京都は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、東京都の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定し

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。

これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、経済効果等漁業に対する影響が大きな水産資源や資源量の減少した水産資源を対象に、資源管理の一環として実施することとする。

種苗放流等の実施に当たっては、適切な資源管理措置と併せて実施することとし、その効果を検証することとする。

検証結果については、関係者等と共有するとともに、種苗放流等に係る方針等に反映させることとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び東京都資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

この資源管理方針に記載していない漁業上重要な水産資源の資源管理措置についても、従前どおり取組を継続するとともに、必要に応じて対象魚種の拡大や新たな資源管理措置の導入を検討し、適切な管理措置を行うも

のとする。

また、水産資源の保存及び管理をより一層推進するため、水産資源の分布及び回遊状況、当該資源を取り巻く環境等について、利用可能な最新の科学的な知見を用いるとともに、漁獲情報を的確に把握し、取組内容の充実強化を図る。

第7 東京都資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-4まあじ太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙2-1きはだまぐろ中西部太平洋条約海域」から「別紙2-2めかじき中西部太平洋条約海域」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1きんめだい太平洋系群」から「別紙3-13 てんぐさ伊豆諸島周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(案)

(別紙 1 - 1 くろまぐろ (小型魚))

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 東京都大島地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

東京都大島町、利島村、新島村又は神津島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する定置漁業及び東京都漁業調整規則 (昭和 40 年東京都規則第 160 号) 第 5 条第 1 項第 22 号に規定する小笠原村地先海面における小型定置漁業並びに小笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型定置漁業をいう。以下同じ。)) を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 東京都三宅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都三宅村又は御蔵島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内

3 東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都八丈町又は青ヶ島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内

4 東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

(案)

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都小笠原村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）

陸揚げした日から 3 日以内

5 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐろ（小型魚）に係る都道府県別漁獲可能量（以下この別紙において、「東京都漁獲可能量」という。）のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区分における操業及びくろまぐろ（小型魚）の採捕の実態等を勘案して按分し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状況及びくろまぐろ（小型魚）の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲可能量の管理に係る措置

東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急報告体制

(1) 緊急報告の基準等

各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

ア 東京都大島地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業、東京都三宅地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業、東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業及び東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業にあつては、1隻1日当たり100キログラム

イ 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業にあつては、1か統1日当たり100キログラム

(2) 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

ア くろまぐろ（小型魚）を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合に対して速やかに連絡を行う。

イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取りまとめた結果を東京都へ報告する。

ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

(3) 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置

(案)

- (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
東京都大島地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（小型魚）をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言
東京都三宅地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（小型魚）をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の指導
東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業 東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（小型魚）をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告
東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言
	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導
	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体全てを放流し、網起こしを1日当たり1回に抑制すべき旨の勧告

- (2) 法第 32 条第 2 項 2 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のと

おりとする。

くろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合	東京都がくろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	東京都漁獲可能量を超えるおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ（小型魚）の採捕の抑制を勧告する。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐろ（小型魚）の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（小型魚）の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。
- (4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 漁獲量の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

5 採捕の停止命令について

法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はくろまぐろ（小型魚）に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－2 くろまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 東京都大島地区くろまぐろ (大型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都大島町、利島村、新島村又は神津島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 東京都三宅地区くろまぐろ (大型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都三宅村又は御蔵島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事

管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくな
ったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

3 東京都八丈地区くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都八丈町又は青ヶ島村に住所又は主たる事務所その他の事業所
の所在地がある者が採捕する漁業(定置漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管
理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事
管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくな
ったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

4 東京都小笠原地区くろまぐろ(大型魚)漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都小笠原村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地が
ある者が採捕する漁業(定置漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管
理年度の末日まで(ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事
管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくな
ったと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

5 東京都くろまぐろ(大型魚)定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくろまぐろ（大型魚）に係る都道府県別漁獲可能量（以下この別紙において、「東京都漁獲可能量」という。）のうち、おおむね 9 割をそれぞれの知事管理区分における操業及びくろまぐろ（大型魚）の採捕の実態等を勘案して按分し、おおむね 1 割を東京都の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状況及びくろまぐろ（大型魚）の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲可能量の管理に係る措置

東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急報告体制

(1) 緊急報告の基準等

各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

ア 東京都大島地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業、東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業、東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業及び東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業にあっては、1 隻 1 日当たり 500 キログラム

イ 東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業にあっては、1 か統 1 日当た

り 100 キログラム

(2) 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

ア くろまぐろ（大型魚）を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合に対して速やかに連絡を行う。

イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取りまとめた結果を東京都へ報告する。

ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

(3) 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置

(1) 法第32条第2項第1号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
東京都大島地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言
東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の指導
東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告

東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言
	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導
	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体全てを放流し、網起こしを1日当たり1回に抑制すべき旨の勧告

(2) 法第32条第2項2号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

くろまぐろ（大型魚）に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合	東京都がくろまぐろ（大型魚）に係る全ての知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	東京都漁獲可能量を超えるおそれがある場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ（大型魚）の採捕抑制を勧告する。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐろ（大型魚）の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ（大型魚）に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。

(4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 漁獲量の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

5 採捕の停止命令について

法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はくろまぐろ（大型魚）に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総

(案)

量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の 9 割 5 分を超える
ときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1－4 まあじ太平洋系群)

第 1 特定水産資源

まあじ太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

東京都まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

東京都内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地があるものがまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を東京都まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととし、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 項に掲げる漁業をいう。）	4 隻
火光利用さば漁業（東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる漁業をいう。）	1 隻

(案)

棒受け網漁業（東京都漁業調整規則 （令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 13 号に掲げる漁業をい う。）	41 隻
小型定置漁業	3 ケ続

(案)

(別紙 2 - 1 きはだまぐろ中西部太平洋条約海域)

第 1 水産資源

きはだまぐろ中西部太平洋条約海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(案)

(別紙 2 - 2 めかじき中西部太平洋条約海域)

第 1 水産資源

めかじき中西部太平洋条約海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－1 きんめだい太平洋系群)

第 1 水産資源

きんめだい太平洋系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度を向上させる。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－2 たかべ太平洋中・南部系群)

第 1 水産資源

たかべ太平洋中・南部系群

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－3 めだい中央系群)

第 1 水産資源

めだい中央系群

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(案)

(別紙 3－4 いせえび太平洋中・南部系群 (伊豆諸島周辺海域))

第 1 水産資源

いせえび太平洋中・南部系群 (伊豆諸島周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(案)

(別紙 3－5 いせえび太平洋中・南部系群 (小笠原諸島周辺海域))

第 1 水産資源

いせえび太平洋中・南部系群 (小笠原諸島周辺海域)

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－6 ところし太平洋中・南部系群)

第 1 水産資源

ところし太平洋中・南部系群

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－7 かんぱち伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

かんぱち伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－8 はまだい小笠原諸島周辺海域)

第 1 水産資源

はまだい小笠原諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－9 はまとびうお伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

はまとびうお伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－10 むつ類伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

むつ類伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－11 むろあじ類伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

むろあじ類伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－12 そでいか小笠原諸島周辺海域)

第 1 水産資源

そでいか小笠原諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

(別紙 3－13 てんぐさ伊豆諸島周辺海域)

第 1 水産資源

てんぐさ伊豆諸島周辺海域

第 2 資源管理の方向性

東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、資源評価において評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

東京都資源管理方針

改正後	改正前
(本文) 第1～第7 (現行のとおり) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1くろまぐろ(小型魚)」から「別紙1－4まあじ太平洋系群」までに、<u>特定水産資源以外の水産資源(法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。)</u>についての具体的な資源管理方針は「別紙2－1きはだまぐろ中西部太平洋条約海域」から「別紙2－2めかじき中西部太平洋条約海域」までに、<u>法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3－1きんめだい太平洋系群」から「別紙3－13てんぐさ伊豆諸島周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。</u>	(本文) 第1～第7 (略) 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1くろまぐろ(小型魚)」、「別紙1－2くろまぐろ(大型魚)」及び「別紙1－3まさば及びごまさば太平洋系群」に、それぞれ定めるものとする。

改正後	改正前
(別紙 1－1 くろまぐろ (小型魚)) 第 1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚) 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 東京都<u>大島地区</u>くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業 (1) 知事管理区分を構成する事項 ア (現行のとおり) イ 対象とする漁業 東京都<u>大島町、利島村、新島村又は神津島村</u>に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する定置漁業及び東京都漁業調整規則 (昭和 40 年東京都規則第 160 号) 第 5 条第 1 項第 22 号に規定する小笠原村地先海面における小型定置漁業並びに小笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型定置漁業をいう。以下同じ。) を除く。) ウ (現行のとおり) (2)～(3) (現行のとおり) <u>2 東京都三宅地区くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業</u> <u>(1) 知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>東京都三宅村又は御蔵島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業を除く。)</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u>	(別紙 1－1 くろまぐろ (小型魚)) 第 1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚) 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 1 東京都くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業 (1) 知事管理区分を構成する事項 ア (略) イ 対象とする漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (定置漁業 (法第 60 条第 3 項第 1 号に規定する定置漁業及び東京都漁業調整規則 (昭和 40 年東京都規則第 160 号) 第 5 条第 1 項第 22 号に規定する小笠原村地先海面における小型定置漁業並びに小笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型定置漁業をいう。以下同じ。) を除く。) ウ (略) (2)～(3) (略) <u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法</u> <u>漁獲量の総量による管理とする。</u> <u>(3) 漁獲量等の報告の期限</u> <u>ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u> <u>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りでない。）</u> <u>陸揚げした日から 3 日以内</u> <u>3 東京都八丈地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業</u> <u>(1) 知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>東京都八丈町又は青ヶ島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法</u> <u>漁獲量の総量による管理とする。</u> <u>(3) 漁獲量等の報告の期限</u> <u>ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u> <u>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当</u>	

改正後	改正前
<u>該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれ がなくなつたと認めるときは、この限りでない。)</u> <u>陸揚げした日から3日以内</u> <u>4 東京都小笠原地区くろまぐろ（小型魚）漁船等漁業</u> <u>(1) 知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>東京都小笠原村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在 地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法</u> <u>漁獲量の総量による管理とする。</u> <u>(3) 漁獲量等の報告の期限</u> <u>ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</u> <u>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係 る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当 該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそ れがなくなつたと認めるときは、この限りでない。)</u> <u>陸揚げした日から3日以内</u> <u>5 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業</u> (1)～(3) （現行のとおり） 第3 （現行のとおり）	<u>2 東京都くろまぐろ（小型魚）定置漁業</u> (1)～(3) （略） 第3 （略）

改正後	改正前												
第4 その他資源管理に関する重要事項 1 (現行のとおり) 2 緊急報告体制 (1) 緊急報告の基準等 各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。 ア 東京都<u>大島地区</u>くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業、<u>東京都三宅地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業、東京都八丈地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業及び東京都小笠原地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業</u>にあっては、1隻1日当たり100キログラム イ (現行のとおり) (2)～(3) (現行のとおり) 3 早期是正措置 (1) 法第32条第2項第1号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。 <table><tr><td>知事管理区分</td><td>知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合</td><td>東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容</td></tr><tr><td>東京都<u>大島地区</u>くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業</td><td>7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</td><td>くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間</td></tr></table>	知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容	東京都 <u>大島地区</u> くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間	第4 その他資源管理に関する重要事項 1 (略) 2 緊急報告体制 (1) 緊急報告の基準等 各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。 ア 東京都くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業にあっては、1隻1日当たり100キログラム イ (略) (2)～(3) (略) 3 早期是正措置 (1) 法第32条第2項第1号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。 <table><tr><td>知事管理区分</td><td>知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合</td><td>東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容</td></tr><tr><td>東京都くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業</td><td>7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</td><td>くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間</td></tr></table>	知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容	東京都くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間
知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容											
東京都 <u>大島地区</u> くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間											
知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容											
東京都くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間											

改正後				改正前			
<u>東京都三宅地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業</u> <u>東京都八丈地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業</u> <u>東京都小笠原地区くろまぐろ(小型魚)漁船等漁業</u>			に短縮する旨の助言				に短縮する旨の助言
	8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を <u>1日当たり6時間に短縮する</u> 旨の指導			8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業を <u>自粛</u> し、生存個体の放流に努める旨の指導	
	9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告			9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ(小型魚)をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告	
	東京都くろまぐろ(小型魚)定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言		東京都くろまぐろ(小型魚)定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言
		8割を超え、又は	生存個体の放流に			8割を超え、又は	生存個体の放流に

改正後				改正前			
		そのおそれがある と認めるとき。	努め、網起こしを 1日当たり1回に 抑制する旨の指導			そのおそれがある と認めるとき。	努め、網起こしを 1日当たり1回に 抑制する旨の指導
		9割を超え、又は そのおそれがある と認めるとき。	生存個体全てを放 流し、網起こしを 1日当たり1回に 抑制すべき旨の勧 告			9割を超え、又は そのおそれがある と認めるとき。	生存個体全てを放 流し、網起こしを 1日当たり1回に 抑制すべき旨の勧 告
(2)～(4) (現行のとおり)				(2)～(4) (略)			
4～5 (現行のとおり)				4～5 (現行のとおり)			

改正後	改正前
(別紙１－２　くろまぐろ（大型魚）) 第１　特定水産資源 くろまぐろ（大型魚） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　東京都<u>太島地区</u>くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 （１）知事管理区分を構成する事項 ア　（現行のとおり） イ　対象とする漁業 東京都<u>太島町、利島村、新島村又は神津島村</u>に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。） ウ　（現行のとおり） （２）～（３）　（現行のとおり） <u>２　東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</u> <u>（１）知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア　水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u> <u>イ　対象とする漁業</u> <u>東京都三宅村又は御蔵島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）</u> <u>ウ　漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>（２）漁獲量の管理の手法</u> <u>漁獲量の総量による管理とする。</u> <u>（３）漁獲量等の報告の期限</u>	(別紙１－２　くろまぐろ（大型魚）) 第１　特定水産資源 くろまぐろ（大型魚） 第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 １　東京都くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 （１）知事管理区分を構成する事項 ア　（略） イ　対象とする漁業 東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。） ウ　（略） （２）～（３）　（略） <u>（新規）</u>

改正後	改正前
<u>ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u> <u>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）</u> <u>陸揚げした日から 3 日以内</u> <u>3 東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</u> <u>(1) 知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>東京都八丈町又は青ヶ島村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法</u> <u>漁獲量の総量による管理とする。</u> <u>(3) 漁獲量等の報告の期限</u> <u>ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u> <u>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りでない。）</u> <u>陸揚げした日から 3 日以内</u> <u>4 東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</u>	

改正後	改正前
<u>(1) 知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>中西部太平洋条約海域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>東京都小笠原村に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業（定置漁業を除く。）</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法</u> <u>漁獲量の総量による管理とする。</u> <u>(3) 漁獲量等の報告の期限</u> <u>ア 知事管理区分に係る管理年度中（イに規定する場合を除く。）</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで</u> <u>イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りでない。）</u> <u>陸揚げした日から 3 日以内</u> <u>5 東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業</u> (1)～(3) （現行のとおり） 第 3 （現行のとおり） 第 4 その他資源管理に関する重要事項 1 （現行のとおり） 2 緊急報告体制 (1) 緊急報告の基準等	<u>2 東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業</u> (1)～(3) （略） 第 3 （略） 第 4 その他資源管理に関する重要事項 1 （略） 2 緊急報告体制 (1) 緊急報告の基準等

改正後	改正前												
各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。 ア 東京都<u>大島地区</u>くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業、<u>東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業、東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業及び東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</u>にあっては、1 漁業協同組合 1 日当たり 500 キログラム イ （現行のとおり） (2)～(3) （現行のとおり） 3 早期是正措置 (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。 <table><tr><td>知 事 管 理 区 分</td><td>知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合</td><td>東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容</td></tr><tr><td>東京都<u>大島地区</u>くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 <u>東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）</u></td><td>7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</td><td>くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を 1 日当たり 6 時間に短縮する旨の助言</td></tr></table>	知 事 管 理 区 分	知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容	東京都 <u>大島地区</u> くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 <u>東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）</u>	7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を 1 日当たり 6 時間に短縮する旨の助言	各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。 ア 東京都くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業にあっては、1 漁業協同組合 1 日当たり 500 キログラム イ （略） (2)～(3) （略） 3 早期是正措置 (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。 <table><tr><td>知 事 管 理 区 分</td><td>知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合</td><td>東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容</td></tr><tr><td>東京都くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</td><td>7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</td><td>くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を 1 日当たり 6 時間に短縮する旨の助言</td></tr></table>	知 事 管 理 区 分	知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容	東京都くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を 1 日当たり 6 時間に短縮する旨の助言
知 事 管 理 区 分	知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容											
東京都 <u>大島地区</u> くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業 <u>東京都三宅地区くろまぐろ（大型魚）</u>	7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を 1 日当たり 6 時間に短縮する旨の助言											
知 事 管 理 区 分	知事管理区分におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容											
東京都くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業	7 割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を 1 日当たり 6 時間に短縮する旨の助言											

改正後				改正前			
	<u>漁船等漁業</u> <u>東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</u> <u>東京都小笠原地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業</u>	8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を <u>1日当たり6時間に短縮する</u> 旨の指導			8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業を <u>自粛</u> し、生存個体の放流に努める旨の指導
		9割を超え、又はそのおそれがあるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告			9割を超え、又はそのおそれがあるとき。	くろまぐろ（大型魚）をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告
	東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言		東京都くろまぐろ（大型魚）定置漁業	7割を超え、又はそのおそれがあるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言
		8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導			8割を超え、又はそのおそれがあるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導

改正後				改正前			
		9割を超え、又は そのおそれがある と認めるとき。	生存個体全てを放 流し、網起こしを 1日当たり1回に 抑制すべき旨の勧 告			9割を超え、又は そのおそれがある と認めるとき。	生存個体全てを放 流し、網起こしを 1日当たり1回に 抑制すべき旨の勧 告
(2)～(4) (現行のとおり)				(2)～(4) (略)			
4～5 (現行のとおり)				4～5 (略)			

改正後	改正前
<u>(別紙 1－4 まあじ太平洋系群)</u> <u>第 1 特定水産資源</u> <u>まあじ太平洋系群</u> <u>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u> <u>東京都まあじ漁業</u> <u>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</u> <u>ア 水域</u> <u>イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域</u> <u>イ 対象とする漁業</u> <u>東京都内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある</u> <u>ものがまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く）</u> <u>ウ 漁獲可能期間</u> <u>周年</u> <u>(2) 漁獲量の管理の手法等</u> <u>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を</u> <u>増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日か</u> <u>らその属する月の翌月の 10 日までとする。</u> <u>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u> <u>全量を東京都まあじ漁業区分に配分する。</u> <u>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併</u> <u>せて行うこととし、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ</u> <u>同表の右欄に掲げるとおり上限を設けることを通じて、漁獲努力量を制</u>	<u>(新規)</u>

改正後		改正前
<u>限する。</u>		
<u>漁業の種類</u>	<u>漁獲努力量</u>	
<u>中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 70 条第 1 項に掲げる漁業をいう。）</u>	<u>4 隻</u>	
<u>火光利用さば漁業（東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる漁業をいう。）</u>	<u>1 隻</u>	
<u>棒受け網漁業（東京都漁業調整規則（令和 2 年東京都規則第 191 号）第 5 条第 1 項第 13 号に掲げる漁業をいう。）</u>	<u>41 隻</u>	
<u>小型定置漁業</u>	<u>3 ケ統</u>	

改正後	改正前
<u>(別紙 2－1 きはだまぐろ中西部太平洋条約海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>きはだまぐろ中西部太平洋条約海域</u> <u>第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 3 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 2－2 めかじき中西部太平洋条約海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>めかじき中西部太平洋条約海域</u> <u>第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 3 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－1 きんめだい太平洋系群)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>きんめだい太平洋系群</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>国が行う資源評価における親魚量の資源水準を維持する。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度を向上させる。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－2 たかべ太平洋中・南部系群)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>たかべ太平洋中・南部系群</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－3 めだい中央系群)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>めだい中央系群</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－4 いせえび太平洋中・南部系群 (伊豆諸島周辺海域))</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>いせえび太平洋中・南部系群 (伊豆諸島周辺海域)</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－5 いせえび太平洋中・南部系群 (小笠原諸島周辺海域))</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>いせえび太平洋中・南部系群 (小笠原諸島周辺海域)</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－6 とこぶし太平洋中・南部系群)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>とこぶし太平洋中・南部系群</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－7 かんぱち伊豆諸島周辺海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>かんぱち伊豆諸島周辺海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	

改正後	改正前
<u>(別紙３－８ はまだい小笠原諸島周辺海域)</u> <u>第１ 水産資源</u> <u>はまだい小笠原諸島周辺海域</u> <u>第２ 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第３ 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第４ その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－9 はまとびうお伊豆諸島周辺海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>はまとびうお伊豆諸島周辺海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－10 むつ類伊豆諸島周辺海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>むつ類伊豆諸島周辺海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－11 むろあじ類伊豆諸島周辺海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>むろあじ類伊豆諸島周辺海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－12 そでいか小笠原諸島周辺海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>そでいか小笠原諸島周辺海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、MSYベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>

改正後	改正前
<u>(別紙 3－13 てんぐさ伊豆諸島周辺海域)</u> <u>第 1 水産資源</u> <u>てんぐさ伊豆諸島周辺海域</u> <u>第 2 資源管理の方向性</u> <u>東京都が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加させることを目指す。なお、MSY ベースの資源評価が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</u> <u>第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u> <u>東京都漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u> <u>また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。</u> <u>第 4 その他資源管理に関する重要事項</u> <u>該当なし。</u>	<u>(新規)</u>